平成２８年（フ）第３８９９号
大阪府東大阪市布市町３丁目６番８号
債務者　石田　久子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１０号
大阪府交野市梅が枝41番102号
債務者　長田　　静（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０７３号
大阪市東成区東小橋１丁目17番31―401号
債務者　金子　晴夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８０号
大阪市浪速区桜川２丁目２番15号吉田ビル402号
債務者　塚前　早紀
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８８号
大阪府豊中市豊南町南５丁目７番12号
債務者　宮田　政志
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３号
山形県東根市温泉町１丁目８番20号
債務者　星川由美子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
岐阜県不破郡垂井町東神田３丁目20番地セジュール石井203号
債務者　守田　大介
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
岐阜県海津市海津町草場215番地15
債務者　松本阿寿紗
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
岐阜県大垣市昼飯町2116番地
債務者　佐藤　邦子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
岐阜県大垣市三津屋町２丁目209番地35
債務者　三浦　美志
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３８８０号
大阪市住吉区苅田３丁目３番８号　エクセルハイツ小林　301号
債務者　東　のり子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―813号
債務者　新開　マチ
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２８号
大阪府東大阪市横沼町２丁目６番５号阪口マンション301、前住所三重県四日市市高浜新町４番47号レオパレスゆうなぎ209
債務者　横田　智洋
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９４５号
大阪府東大阪市稲葉４丁目５番33号
債務者　江口ふくみ
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５８号
大阪市東住吉区西今川１丁目14番22号　アーバンハウス北田辺203号
債務者　坂本　志織
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７号
静岡県袋井市浅羽3787番地の１オレゴンⅡ202号室、前住所静岡県袋井市上山梨1702番地の１
債務者　平出　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係